

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和33年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開設の届出) 第2条 省令第19条第1項の届出書は、美容所開設届（ <u>様式第1号</u> ）によらなければならない。 (変更の届出) 第3条 省令第20条の届出書は、美容所開設届出事項変更届（ <u>様式第2号</u> ）によらなければならない。 (廃止の届出) 第4条 法第11条第2項の廃止の届出は、美容所廃止届（ <u>様式第3号</u> ）を所管保健所長に提出して行わなければならない。 (美容所開設検査申請) 第5条 法第12条の検査を受けようとする者は、美容所開設検査申請書（ <u>様式第4号</u> ）を所管保健所長に提出しなければならない。 (美容所開設検査確認済証) 第6条 保健所長は、法第12条の確認をしたときは、美容所開設検査確認済証（ <u>様式第5号</u> ）を交付する。 (地位の承継の届出) 第7条 省令第21条第1項の届出書は、美容所開設者地位承継届（相続）（ <u>様式第6号</u> ）によらなければならない。 第8条 省令第22条第1項の届出書は、美容所開設者地位承継届（合併）（ <u>様式第7号</u> ）によらなければならない。 第9条 省令第22条の2第1項の届出書は、美容所開設者地位承継届（分割）（ <u>様式第8号</u> ）によらなければならない。	(開設の届出) 第2条 省令第19条第1項の届出書は、 <u>別に定める様式による</u> 美容所開設届によらなければならない。 (変更の届出) 第3条 省令第20条の届出書は、 <u>別に定める様式による</u> 美容所開設届出事項変更届によらなければならない。 (廃止の届出) 第4条 法第11条第2項の廃止の届出は、 <u>別に定める様式による</u> 美容所廃止届を所管保健所長に提出して行わなければならない。 (美容所開設検査申請) 第5条 法第12条の検査を受けようとする者は、 <u>別に定める様式による</u> 美容所開設検査申請書を所管保健所長に提出しなければならない。 (美容所開設検査確認済証) 第6条 保健所長は、法第12条の確認をしたときは、美容所開設検査確認済証（ <u>別記様式</u> ）を交付する。 (地位の承継の届出) 第7条 省令第21条第1項の届出書は、 <u>別に定める様式による</u> 美容所開設者地位承継届（相続）によらなければならない。 第8条 省令第22条第1項の届出書は、 <u>別に定める様式による</u> 美容所開設者地位承継届（合併）によらなければならない。 第9条 省令第22条の2第1項の届出書は、 <u>別に定める様式による</u> 美容所開設者地位承継届（分割）によらなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第4号までを削る。

改正前	改正後
<u>様式第5号</u> （第6条関係） [略]	<u>別記様式</u> （第6条関係） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第6号から様式第8号までを削る。

附 則

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

- 2 この規則による改正後の美容師法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の美容師法施行細則別記様式は、施行日以後に交付する確認済証について適用し、施行日前に交付した確認済証については、なお従前の例による。